

里帰り分娩をご希望の方へ

新型コロナウイルス感染症に伴う対応

新型コロナウイルス感染予防のお願い(里帰り分娩について)

対馬島内での新型コロナウイルス感染者発生を機に島内への持ち込みが起こらないようにするべく厳戒態勢を整えるために里帰りされる週数を**32週まで**から**26週までの帰省に変更します**。26週という数字の根拠については以下の通りです。

- ・妊婦が新型コロナウイルスに感染した場合、数週間の治療になることが考えられ、治療中に分娩になると新生児も新型コロナウイルス感染の恐れがある。
- ・治療中に生まれた場合、通常の新生児管理ではなくNICUを有する総合周産期母子医療センターでの管理が望ましく、コロナウイルス感染疑いの新生児と他の新生児は分けて管理することが望ましい
- ・NICUのベッドをコロナウイルス感染疑いの新生児のために空けなければならず、NICUでの集中治療が必要な新生児が他の施設に転院になる可能性がある

以上の理由から26週という早めの週数で帰省して2週間自宅安静中に新型コロナウイルス感染が明らかになっても治療中に臨月を迎えずに帰省先で分娩ができるようにという余裕を持たせるために長崎県産婦人科学会・医会が感染が多い地域からの帰省を26週までに勧めています。**対馬の場合は高齢者が多く、本土よりも感染が蔓延する可能性や重傷者が出る可能性が高いと考えられるため感染者数が全国的に多くなっていることを考慮し島外からの里帰り分娩を希望される方は26週までの帰省をお願いしています。**

帰省後2週間は自宅待機とし、毎日の体温測定と体調管理をお願いします。妊婦健診の受診は帰省後2週間以降にお願いします。26週までに帰省し28週までに受診するようご協力をお願いします。現在妊娠26～32週の妊婦で里帰りを検討されていた方は個別に対応を考慮しますので電話でご相談ください。

※妊婦健診予約日までに、性器出血、腹部緊満など産科的異常症状がある場合は、産婦人科外来に電話でご相談ください。受診方法などをお伝えいたします。

母子の安全を最優先に考えて対応させていただきますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
長崎県対馬病院 産婦人科への 問い合わせ方法 → 0920-54-7111(代表)に連絡後、用件をお伝え下さい。産婦人科外来につながります。